

Radiata Increase



FP3級 2019 年 9 月 個人資産相談業務 過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



—— 解答にあたっての注意 ——

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2019年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。

2. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問1》～《問3》)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん(44歳)は、妻Bさん(42歳)、長女Cさん(10歳)および長男Dさん(7歳)との4人暮らしである。Aさんは、公的年金制度の遺族給付の額や公的介護保険の給付内容等を確認して、教育資金の準備や生命保険の見直しなど、今後の資金計画を検討したいと思っている。そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんの家族構成＞

Aさん ：1975年6月11生まれ
 会社員(厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険に加入)
妻Bさん ：1977年5月24生まれ
 国民年金に第3号被保険者として加入している。
長女Cさん：2009年8月19生まれ
長男Dさん：2011年12月9生まれ

＜公的年金加入歴(2019年8月分まで)＞

	20歳	22歳	44歳
Aさん	国民年金 保険料納付済期間 (34月)	厚生年金保険 (257月)	
	20歳	22歳	Aさんと結婚 42歳
妻Bさん	国民年金 保険料納付済期間 (35月)	厚生年金保険 (100月)	国民年金 (133月)

※妻Bさん、長女Cさんおよび長男Dさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 現時点(2019年9月8日)においてAさんが死亡した場合、妻Bさんに支給される 遺族基礎年金の年金額(2019年度価額)は、次のうちどれか。

- 1) $780,100\text{円} + 224,500\text{円} = 1,004,600\text{円}$
- 2) $780,100\text{円} + 224,500\text{円} + 74,800\text{円} = 1,079,400\text{円}$
- 3) $780,100\text{円} + 224,500\text{円} + 224,500\text{円} = 1,229,100\text{円}$

【答え】

遺族基礎年金の受給額として、

子のある配偶者が受け取るとき $780,100\text{円} + \text{子の加算}$

子の加算 第1子・第2子 各 $224,500\text{円}$

第3子以降 各 $74,800\text{円}$

となっております。

Aさんの家族の場合には、妻Bさん、長女Cさん、長男Dさんの4人暮らしですので、

$780,100\text{円} + 224,500\text{円} + 224,500\text{円} = 1,229,100\text{円}$

従って、正解は『3) $780,100\text{円} + 224,500\text{円} + 224,500\text{円} = 1,229,100\text{円}$ 』です。

《問2》 Mさんは、現時点(2019年9月8日)においてAさんが死亡した場合に妻Bさんに支給される遺族厚生年金の金額等について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1) 「妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の3分の2相当額になります」

2) 「妻Bさんに支給される遺族厚生年金は、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が300月に満たないため、300月とみなして年金額が計算されます」

3) 「長男Dさんの18歳到達年度の末日が終了すると、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権は消滅します。その後、妻Bさんが65歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額に加給年金額が加算されます」

【答え】

1. 不適切×

遺族厚生年金の支給額は、老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4相当額です。

2. 適切○

遺族厚生年金の被保険者の加入月数が300月に満たないときは300月で計算します。

3. 不適切×

加給年金は、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18歳になって最初の3月31日まで)がいるときに加算されます。

下記に該当する妻が受ける遺族厚生年金には、中高齢寡婦加算が加算されます。

40歳から65歳になるまでの間、加算されます。

- ・ 夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻(子がいても遺族基礎年金を失権している)

- ・ 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が18歳到達年度の末日に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

従って、正解は『2』です。

《問3》 Mさんは、公的介護保険(以下、「介護保険」という)の保険給付について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「介護保険の保険給付を受けるためには、市町村(特別区を含む)から、要介護認定または要支援認定を受ける必要があります」
- 2) 「40歳以上65歳未満の第2号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因が、初老期における認知症、脳血管疾患などの加齢に伴う特定疾病である場合に限り、介護給付または予防給付を受けることができます」
- 3) 「介護保険の第2号被保険者が保険給付を受けた場合、原則として、実際にかかった費用(食費、居住費等を除く)の1割を自己負担する必要がありますが、Aさんの所得金額が一定額以上である場合は、自己負担割合が3割となります」

【答え】

1. 適切○

介護給付を受けるためには、居住している市町村から要介護認定、要支援認定が必要です。

2. 不適切×

第2号被保険者が介護サービスを受けるにはパーキンソン病や関節リウマチ、末期がんなど、国が認める特定疾病の場合に限り対象となります。

3. 不適切×

第2号被保険者の公的介護保険の自己負担額は原則1割となっています。

所得に応じて自己負担額が変わるのは第1号被保険者です。

従って、正解は『1』です。

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問4》～《問6》)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん(28歳)は、将来に向けた資産形成のため、株式や投資信託による運用を考えている。Aさんは、先日、会社の先輩社員から「最初はNISAから始めるのがよいのではないか」と言われたが、よくわからないでいる。

そこで、Aさんは、金融機関に勤務するファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Mさんは、Aさんに対して、X社株式(東京証券取引所市場第一部上場)およびY投資信託を例として、説明を行うことにした。

＜X社に関する資料＞

総資産	4,000億円
自己資本(純資産)	2,400億円
当期純利益	300億円
年間配当金総額	120億円
発行済株式数	8,000万株
株価	4,200円
決算期	12月31日

＜Y投資信託(公募株式投資信託)に関する資料＞

銘柄名：TOPIXインデックスファンド(つみたてNISA対象商品)

投資対象地域／資産：国内／株式

信託期間：無期限

基準価額：12,500円(1万口当たり)

決算日：年1回(9月20日)

購入時手数料：なし

運用管理費用(信託報酬)：0.1836%(税込)

信託財産留保額：なし

※《設例》および各問において、以下の名称を使用している。

- ・非課税上場株式等管理契約に係る少額投資非課税制度を「一般NISA」という。
- ・非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度を「つみたてNISA」という。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 はじめに、Mさんは、X社株式の投資指標について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「<X社に関する資料>から算出されるX社のPER(株価収益率)は、11.20倍となります。一般に、PERが高いほうが株価は割高、低いほうが株価は割安と判断されます」
- 2) 「<X社に関する資料>から算出されるX社のPBR(株価純資産倍率)は、1.40倍 となります。一般に、PBRが高いほうが株価は割安、低いほうが株価は割高と判断されます」
- 3) 「一般に、PERの高い銘柄は今後の高い利益成長が期待されるとも考えられます。なお、PERやPBR等の投資指標の数値のみで株価の割高・割安を判断することは、必ずしも適切ではない場合があることをご理解ください」

【答え】

1. 適切○

PER(株価収益率)は、株価が1株当たりの当期純利益の何倍かを示す指標です。

$PER(倍) = 株価 \div 1株当たり当期純利益(EPS)$

$EPS(1株当たり当期純利益) = 当期純利益 \div 発行済株式数$

- ・ PERが高いほど割高
- ・ PERが低いほど割安

X社の場合には株価4,200円

$EPS = 300億円 \div 8,000万株 = 375$

$X社PER = 4,200円 \div 375 = 11.20倍$

2. 不適切×

PBR(株価純資産倍率)は、株価が1株当たりの純資産の何倍になっているかを表した指標です。

$\text{PBR(倍)} = \text{株価} \div \text{1株当たり純資産(BPS)}$

$\text{BPS(1株当たり純資産)} = \text{純資産} \div \text{発行済株式数}$

- ・ PBRが低い(1倍に近い)ほど割安
- ・ PBRが高いほど割高

X社の場合には、株価4,200円

$\text{BPS} = 2,400\text{億} \div 8,000\text{万株} = 3,000$

$\text{X社PBR} = 4,200\text{円} \div 3,000 = 1.40\text{倍}$

3. 適切○

PERは数値が高いほど割高ですので今後の成長が期待できます。しかしPERの数値のみで判断するのではなく、投資の判断材料として、PBR, ROEといった投資指標や、同業他社との比較など、相対的な投資判断は大切です。

従って、正解は『2』です。

《問5》 次に、Mさんは、Y投資信託について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1) 「TOPIXは、東証株価指数と言われる株価指数です。東京証券取引所市場第一部および第二部に上場している内国普通株式の全銘柄を対象とする株価指数で、株価水準の高い銘柄(値がさ株)の値動きの影響を受けやすいという特徴があります」

2) 「購入時手数料はありませんが、運用管理費用(信託報酬)の負担があります。一般に、運用管理費用(信託報酬)は、Y投資信託のようなインデックス型の投資信託のほうがアクティブ運用の投資信託よりも低いという特徴があります」

3) 「つみたてNISAの対象となる投資信託は、Y投資信託のようなインデックス型の投資信託に限定されており、アクティブ運用の投資信託は対象となっていません」

【答え】

1. 不適切×

TOPIXとは東京証券取引所**一部**の全銘柄を対象とした株価指数で、時価総額の**大きい**銘柄の影響を受けやすくなっています。

2. 適切○

運用管理費用は信託報酬とも呼ばれ、投資信託を保有している間、投資家が間接的に支払う手数料で、販売会社・運用会社・信託銀行に、それぞれ支払われます。

ベンチマークに連動した運用成果を目指すインデックス型では、ベンチマーク以上の運用成果を目指すアクティブ運用よりも運用費用は低くなります。

3. 不適切×

つみたてNISAでは、長期積立や分散投資に適した一定要件を満たす公募等株式投資信託が対象商品となっており、要件を満たしていればアクティブ運用の投資信託も対象となります。

従って、正解は『2』です。

《問6》 最後に、Mさんは、「一般NISA」および「つみたてNISA」についてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。

1) 「X社株式を購入する場合は、一般NISAを利用してください。つみたてNISAでは、上場株式を購入することができません」

2) 「つみたてNISAでは、対象銘柄を指定したうえで、累積投資契約に基づく定期かつ継続的な買付けを行います。非課税投資枠は年間40万円、非課税期間は最長20年となります」

3) 「一般NISAとつみたてNISAは、同一年中において、併用して新規投資等に利用することができます。なお、一般NISAの非課税投資枠は年間120万円です」

【答え】

1. 適切○

つみたてNISAでは、長期積立や分散投資に適した一定要件を満たす公募等株式投資信託が対象商品となっており、上場株式の購入はできません。

2. 適切○

つみたてNISAでは、年間投資上限は40万円、非課税期間は20年となっています。

対象銘柄は一定要件を満たす公募等株式投資信託が対象となっており、長期継続的な買い付けを行います。

名称	年間投資上限	非課税期間	対象年齢
NISA	120万円	5年	20歳以上
ジュニアNISA	80万円	5年	20歳未満
つみたてNISA	40万円	20年	20歳以上

3. 不適切×

一般NISAとつみたてNISAはどちらかの選択性となっており、**同一年に併用することは出来ません。**

従って、正解は『3』です。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問7》～《問9》)に答えなさい。

----- **《設 例》** -----

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長女Cさんとの3人家族である。Aさんは、老後の年金収入を増やすために、2019年1月から確定拠出年金の個人型年金の掛金(月額12,000円)を拠出している。また、Aさんは、2019年中に「ふるさと納税」の制度を利用して、8つの地方自治体に計10万円の寄附を行っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん (45歳) : 会社員
妻Bさん (42歳) : 専業主婦。2019年中の収入はない。
長女Cさん (17歳) : 高校生。2019年中の収入はない。

＜Aさんの2019年分の収入等に関する資料＞

① 給与収入の金額 : 800万円
② 一時払養老保険(10年満期)の満期保険金
契約年月 : 2009年7月
契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
満期保険金受取人 : Aさん
満期保険金額 : 330万円
一時払保険料 : 300万円

※妻Bさんおよび長女Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2019年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの2019年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 600万円
- 2) 615万円
- 3) 630 万円

資料＞給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	～ 360	収入金額×30% + 18万円
360	～ 660	収入金額×20% + 54万円
660	～ 1,000	収入金額×10% + 120万円
1,000	～	220万円

【答え】

総所得金額の計算では、総合課税の所得を合算し、損益通算して算出します。

＜Aさんの2019年分の収入等に関する資料＞

- (1) 給与収入の金額 : 800万円
- (2) 一時払養老保険（10年満期）の満期保険金
- | | |
|-------------------|-----------|
| 契約年月 | : 2009年7月 |
| 契約者（＝保険料負担者）・被保険者 | : Aさん |
| 死亡保険金受取人 | : 妻Bさん |
| 満期保険金受取人 | : Aさん |
| 満期保険金額 | : 330万円 |
| 一時払保険料 | : 300万円 |

Aさんの所得は給与所得と一時所得である満期保険金です。

まず〈資料〉より、Aさんの給与所得控除を計算します。

資料＞給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%（65万円に満たない場合は、65万円）
180	～ 360	収入金額×30%＋18万円
360	～ 660	収入金額×20%＋54万円
660	～ 1,000	収入金額×10%＋120万円
1,000	～	220万円

給与所得800万円のAさんでは、収入金額×10%+120万円

$800\text{万円} \times 10\% + 120\text{万円} = 200\text{万円}$

給与所得=800万円-200万円=600万円

・一時所得

一時所得の計算では、総収入金額-その収入を得るために支出した金額-特別控除(最高50万円)で算出します。

※総収入-収入を得るための支出が50万円以下の場合には、その額が特別控除額となります。

総収入金額は満期保険金の330万円、それを得るための払込保険料は300万円です。

$330\text{万円} - 300\text{万円} = 30\text{万円}$

50万円以下ですので30万円が特別控除額となる。

従って0円

Aさんの総所得金額は給与所得のみの600万円です。

従って、正解は『1』です。

《問 8》 A さんの 2019 年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) A さんが拠出した確定拠出年金の個人型年金の掛金は、その全額が (①) の対象となり、総所得金額から控除することができる。
- ii) A さんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、(②) である。
- iii) A さんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は、(③) である。

- 1) ①小規模企業共済等掛金控除 ②38万円 ③38万円
- 2) ①社会保険料控除 ②38万円 ③63万円
- 3) ①小規模企業共済等掛金控除 ②26万円 ③63万円

【答え】

i) 確定拠出年金の掛け金は、**小規模企業共済等掛金控除**の対象となり、総所得控除金額から全額控除することが可能です。

ii) 配偶者控除では納税者と生計を一にする配偶者で、

- ・ 配偶者の合計所得金額が 38 万円以下 (年収 103 万円以下)
 - ・ 納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下
- の場合に適用されます。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん (45歳) : 会社員

妻Bさん (42歳) : 専業主婦。2019年中の収入はない。

長女Cさん (17歳) : 高校生。2019年中の収入はない。

配偶者である妻 Bさんは専業主婦なので収入はなく、Aさんと生計を一にしています。

問7でAさんの合計所得は600万円でした。

ですので、適用額は38万円です。

納税者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円～950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円～1,000 万円以下	13 万円	16 万円

iii) 扶養控除については、配偶者以外で納税者本人と生計を一にする親族が対象で、対象となる親族の合計所得金額が 38 万円以下の場合に適用可能です。

		特定扶養親族		老人扶養親族
控除対象年齢	16 歳～19 歳未満	19 歳～23 歳未満	23 歳～70 歳未満	70 歳以上
控除額	38 万円	63 万円	38 万円	同居 58 万円 別居 48 万円

A さんの場合には、長女 C さんが収入ないので、38 万円の支給対象です。

従って、正解は『1 ①小規模企業共済等掛金控除 ②38万円 ③38万円』です。

《問9》 Aさんの2019年分の所得税の確定申告に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんは、ふるさと納税に係る寄附金控除について、年末調整では適用を受けることができませんので、所得税の確定申告が必要となります」
- 2) 「一時払養老保険の満期保険金に係る保険差益は、雑所得として総合課税の対象となります。保険差益の額が20万円を超えるため、Aさんは所得税の確定申告をする義務が生じます」
- 3) 「確定申告書は、原則として、2020年2月16日から3月15日までの間にAさんの勤務地を所轄する税務署長に提出してください」

【答え】

1) 適切○

ふるさと納税ワンストップ特例制度では、確定申告をしなくても、ふるさと納税の寄付金控除が受けられる制度です。

- ・確定申告をする必要のない人

- ・年間のふるさと納税納付先自治体が **5つまでの人**

を、対象としており、Aさんの場合には年間のふるさと納税納付先自治体が **8つ** となっていますので、確定申告が必要となります。

2) 不適切×

保険、共済期間が **5年以下** の一定の一時払い養老保険や一時払損害保険の所得では、金融類似商品として受け取り差益に 20.315%の源泉分離課税となります。

3) 不適切×

確定申告の申告期限では、所得が生じた**翌年の2月16日から3月15日**までの間に、所得が生じた年の1月1日から12月31日までに生じた所得の所得税額を計算した上で、**居住地の所轄税務署長**に対して確定申告書を提出します。

従って、正解は『1』です。

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問10》～《問12》)に答えなさい。

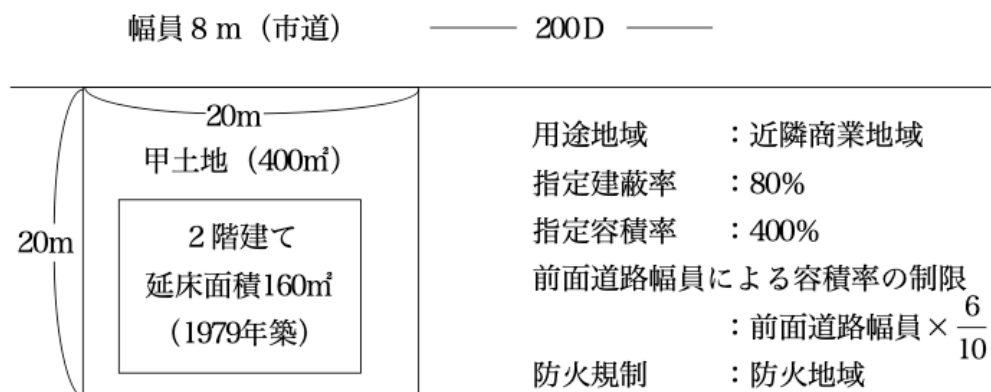
《設 例》

Aさん(55歳)は、上場企業に勤務する会社員である。2019年2月、X市内の実家(甲土地および建物)で1人暮らしをしていた母Bさんが死亡した。法定相続人は、1人息子のAさんのみであり、相続手続は完了している。

Aさんは、祖父の代から所有する甲土地を売却することに抵抗があるが、Aさんの妻は「だれも住んでいない空き家を所有していても管理などが大変。今のうちに売却したほうがよいのではないか」と言っている。

他方、先日、ビジネスホテルチェーンのY社から、「X市内でビジネスホテルを新規オープンしたいと考えている。X駅から徒歩3分の甲土地に、40年間の事業用定期借地権を設定させてください」との提案があり、Aさんは甲土地の有効活用に興味を抱くようになった。

＜Aさんの実家(甲土地および建物)の概要＞



- ・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地に耐火建築物を建築する場合の1建蔽率の上限となる建築面積と2容積率の上限となる延べ面積の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) ① 320㎡ ②1,440㎡
- 2) ① 400㎡ ②1,600㎡
- 3) ① 400㎡ ②1,920㎡

【答え】

【建ぺい率】

建築面積の求め方は、

最大建築面積=敷地面積×建ぺい率

・ 防火規制の異なる土地に建築物を建築する場合には、その敷地全部について、厳しい方の規制が適用されます。また、

・ 耐火建築物を防火地域内で建築する場合

・ 特定行政庁が指定する角地である場合

いずれかの場合には建ぺい率の緩和を受けることができ、それぞれの場合で 10%(両方に該当する場合には 20%)の緩和を受けられます。

また、指定建ぺい率が 80%の場合で、防火地域に耐火建築物を建築する場合には建ぺい率の制限はありません。(100%となる)

甲土地の敷地面積は 400 ㎡

建ぺい率は 80%ですが、防火地域で耐火建築物を建築するので、建ぺい率の制限は受けません。よって 100%

甲土地の建築面積

$400 \text{ ㎡} \times 100\% = 400 \text{ ㎡}$

【容積率】

[計算式]

容積率=延べ面積÷敷地面積

延べ面積=敷地面積×容積率

- ・容積率の制限

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

- ・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

- ・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10 または 6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

甲土地では前面道路は8mで近隣商業地域ですので、
 $8\text{m} \times 6 \div 10 = 480\%$ 指定容積率は400%ですので、小さい方400%を使用

甲土地延べ面積 $= 400 \text{ m}^2 \times 400\% = 1,600 \text{ m}^2$

従って、正解は『2 ① 400㎡ ②1,600㎡』です。

《問11》 被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例(以下、「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1) 「Aさんが相続により取得した実家の家屋と甲土地を譲渡し、本特例の適用を受けた場合、最高3,000万円の特別控除の適用を受けることができます」

2) 「家屋を取り壊して、甲土地を更地にした場合、本特例の適用を受けることはできませんので、家屋は現況の空き家のままにしておいてください」

3) 「本特例の適用を受けるためには、確定申告書にX市から交付を受けた被相続人居住用家屋等確認書を添付する必要があります」

【答え】

1) 適切○

被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例では、被相続人が居住していた住宅を相続や遺贈によって取得した場合に、

- ・譲渡した相手が親族や同族会社などへの譲渡ではないこと。
- ・居住しなくなった日から **3 年目**の年の 12 月 31 までに譲渡していること

等の**要件を満たす**ことで、居住用財産の **3,000 万円**の特別控除の適用が可能です。

2) 不適切×

居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例は、譲渡時に**更地にして譲渡**する、または譲渡する**建物が耐震基準を満たしている**必要があります。

3) 適切○

居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例を受けるためには、対象となる家屋、敷地が所在する**市区町村**が交付する相続人居住用家屋等確認書の**添付が必要**です。

従って、正解は『2』です。

《問12》 事業用定期借地権方式に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1) 「事業用定期借地権方式は、Y社が建設資金をAさんに貸し付け、Aさんがこの資金を利用してホテルを建設し、その建物をY社に賃貸する手法です。建設資金は、Y社からの賃料の一部で返済するため、実質的には、Aさんの資金負担はありません」

2) 「存続期間が30年以上50年未満の事業用定期借地権は、40年の期間満了時点で契約が自動更新されますので、契約を終了する場合は、期間満了の1年前から6カ月前までの間にY社に対して更新しない旨の通知をしなければなりません」

3) 「事業用定期借地権方式のメリットとして、土地を手放さずに安定した地代収入を得ることができること、期間満了後は土地が更地となって返還される点などが挙げられます」

【答え】

1) 不適切×

事業用定期借地権方式は、土地を一定期間貸し付けることにより地代収入を得ることができる方式で、借地人が自己資金で建設し、期間満了時には更地にして返還します。

土地所有者がテナント等から資金を受け取り、その資金で建物を建築し建設する方法は、建設協力金方式です。

2) 不適切×

事業用定期借地権では**自動更新はありません**。

定期借家契約では、期間満了の1年前から6ヶ月前までの間に通知が必要です。

	一般定期借地 権	事業用定期借地 権	建物譲渡特約 付借地権
契約の 存続	50年以上	10年以上50年 未満	30年以上
更新	更新なし	更新なし	更新なし
利用目 的	制限なし	事業用建物 (居住用建物は不可)	制限なし
契約方 法	書面で行う	公正証書に限る	制限なし
契約期 間終了 時	原則、更地で返 す	原則、更地で返 す	建物付きで返 す

3) 適切○

事業用定期借地権方式は、土地を一定期間貸し付けることにより地代収入を得ることができる方式で、契約期間終了時には更地にして土地所有者へ返還します。

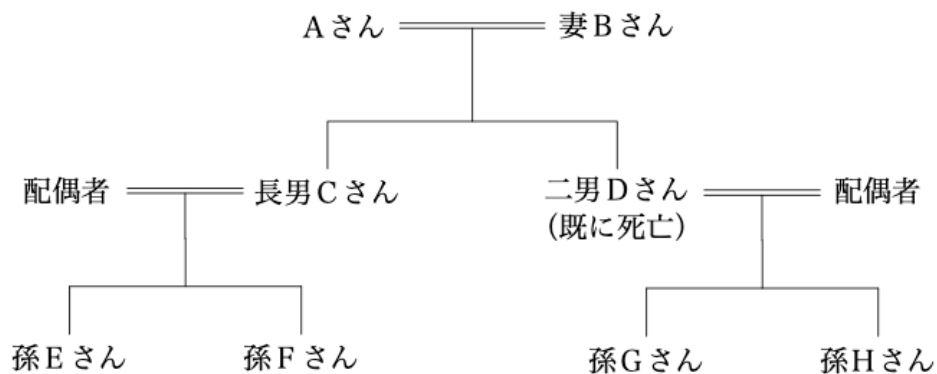
従って、正解は『3』です。

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問13》～《問15》)に答えなさい。

《設 例》

Aさん(80歳)は、妻Bさん(73歳)との2人暮らしである。Aさん夫妻には、2人の子がいるが、二男Dさんは既に他界している。Aさんは、孫Gさん(22歳)および孫Hさん(20歳)に対して、相応の資産を承継させたいと考えている。

＜Aさんの親族関係図＞



＜Aさんが保有する主な財産(相続税評価額)＞

現預金	:	6,000万円
自宅(敷地330㎡)	:	8,000万円(注)
自宅(建物)	:	1,000万円
賃貸マンション(敷地400㎡)	:	1億円(注)
賃貸マンション(建物)	:	8,000万円

(注)「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 現時点(2019 年 9 月 8 日)において、A さんの相続が開始した場合に関する以下の 文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) 「A さんが2019年分の所得税について確定申告書を提出しなければならない者に該当する場合、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から (①) 以内に準確定申告書を提出しなければなりません」
- ii) 「相続税の申告書の提出期限は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から (②) 以内です。なお、申告書の提出先は (③) の住所地の所轄税務署長になります」

- 1) ①4カ月 ②10カ月 ③被相続人
2) ①3カ月 ②10カ月 ③相続人
3) ①3カ月 ②1年 ③被相続人

【答え】

i) 相続人が行う準確定申告では、相続の開始のあったことを知った日から**4ヶ月以内**に、亡くなった人の住んでいた住所の管轄税務署へ提出しなければいけません。

ii) 相続税の納付書の提出では、相続の開始があったことを知った日の**翌日から 10 ヶ月以内**にしなければいけません。

提出先は、**被相続人**の住んでいた住所の所轄税務署長です。

従って、正解は『1 ①4カ月 ②10カ月 ③被相続人』です。

《問14》 Aさんの相続が現時点(2019年9月8日)で開始し、Aさんの相続に係る課税遺産 総額(課税価格の合計額-遺産に係る基礎控除額)が2億円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 3,750万円
- 2) 3,900万円
- 3) 4,600万円

資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円

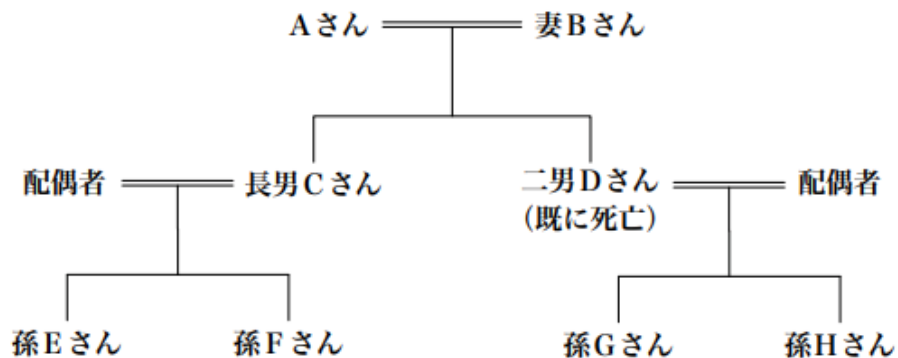
【答え】

相続税の総額を計算する場合には、各法定相続人の相続額の総額を求めます。

●相続人の範囲と順位、法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1, 第2がない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

<Aさんの親族関係図>



Aさん家族の場合には配偶者と子になりますが、二男Dさんはすでに死亡しているため、二男Dさんの相続分は孫のG,Hさんが代襲相続となります。

各相続分は妻Bさん $1/2$,

子 $1/2$ を長男Cさんと二男Dさんで分けるので各 $1/4$

二男Dさんの $1/4$ を更に孫G,Hさんで分けるので $1/8$

資料>相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
～	1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円
10,000	～ 20,000		40%	1,700万円

基礎控除額 2 億円を速算表をもとに計算します。

妻 B さん: $2 \text{ 億円} \div 2 \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 2,300 \text{ 万円}$
(1 億円)

長男 C さん: $2 \text{ 億円} \div 4 \times 20\% - 200 \text{ 万円} = 800 \text{ 万円}$
(5,000 万円)

孫 G,H さん: $2 \text{ 億円} \div 8 \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 325 \text{ 万円}$
(2,500 万円)

4 人の総額は $2,300 \text{ 万} + 800 \text{ 万円} + 325 \text{ 万円} + 325 \text{ 万円} = 3,750 \text{ 万円}$
従って、正解は『① 3,750万円』です。

《問15》 Aさんの相続に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1) 「自宅の敷地と賃貸マンションの敷地について、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする場合、適用対象面積の調整はせず、それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます」

2) 「孫Gさんが相続により財産を取得した場合、孫Gさんの相続税額に100分の20に相当する金額が加算されます」

3) 「配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けた場合、原則として、妻Bさんが相続により取得した財産の額が、配偶者の法定相続分相当額と1億6,000万円とのいずれか多い金額までであれば、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」

【答え】

1) 不適切×

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例では、それぞれの宅地の上限面積まで減額対象です。

本問のように、自宅の敷地と賃貸マンションの敷地のそれぞれで適用を受ける場合には、適用対象面積は調整されます。

ただし、特定居住用宅地等と特定事業用宅地等との併用では調整されません。

・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

区分	要件	面積	割合	備考
特定居住用宅地	被相続人の居住用で、取得者が配偶者の親族	330㎡	80%	特定居住用と特定事業用の併用では730㎡まで適用可
特定事業用宅地	被相続人の事業用で、取得者が一定の親族	400㎡	80%	相続税申告まで事業を引き継ぐ
貸付事業用宅地	不動産貸付用の宅地（賃貸マンション等）	200㎡	50%	相続税申告期限までに譲渡した場合は除く

2) 不適切×

相続・遺贈により財産を取得した人が、配偶者および被相続人の一親等の血族（代襲相続人を含む）以外の兄弟姉妹はその相続税額に2割相当額が加算されます。

一等親の血族とは被相続人の両親、または子となりますので、孫は対象外となります。

3) 適切○

配偶者に対する相続税額の軽減では、被相続人が亡くなり、その配偶者が遺産分割や遺贈により財産を取得した場合、法定相続分相当額もしくは、1億6,000万円のいずれか大きい金額までは、相続税が係らない特例です。

従って、正解は『3』です。